

アスベスト

# 石綿による疾病の労災認定



厚生労働省  
労働基準局  
京都府  
労働基準局

## はじめに

中皮腫、肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿（アスベスト）ばく露作業に従事していたことが原因である（業務上疾病）と認められた場合には、労災保険給付または特別遺族給付金※が支給されます。

このパンフレットは、石綿ばく露作業に従事されていた方やそのご家族、石綿関連疾患の診察を担当される医師向けに、石綿による疾病の労災認定の要件や事例をわかりやすくまとめたものです。

労災保険給付、特別遺族給付金には請求期限がありますので、心当たりのある方は、早急に、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

また、診察された医師の皆さまは、患者さんに対して最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署へ相談するようお勧めください。

※ 労災保険の遺族補償給付の請求権は、労働者が死亡した日の翌日から5年で時効となります。「特別遺族給付金」は、石綿による病気で死亡した労働者（労災保険特別加入者を含みます）の遺族が、病気の原因が仕事であると長く気付かなかったことなどにより、遺族補償給付の請求権を時効で失った場合に請求することができます。ただし、請求の期限は令和4年3月27日です。

## 目次

1	石綿による疾病	3
2	石綿ばく露作業	3
3	石綿による疾病の認定要件	4
	（1）石綿肺	4
	（2）中皮腫	4
	（3）肺がん	5
	（4）良性石綿胸水	6
	（5）びまん性胸膜肥厚	6
4	石綿による疾病の認定事例	6

# 1 石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病として、次の5つがあります。

(1) 石綿肺	(2) 中皮腫	(3) 肺がん
(4) 良性石綿胸水		(5) びまん性胸膜肥厚

# 2 石綿ばく露作業

「石綿ばく露作業」とは、次に掲げる作業をいいます。

- ① 石綿鉱山またはその附属施設において行う石綿を含有する鉱石または岩石の採掘、搬出または粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- ② 倉庫内などにおける石綿原料などの袋詰めまたは運搬作業
- ③ 石綿製品の製造工程における作業
- ④ 石綿の吹付け作業
- ⑤ 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱もしくは保温のための被覆またはその補修作業
- ⑥ 石綿製品の切断などの加工作業
- ⑦ 石綿製品が被覆材または建材として用いられている建物、その附属施設などの補修または解体作業
- ⑧ 石綿製品が用いられている船舶または車両の補修または解体作業
- ⑨ 石綿を不純物として含有する鉱物(タルク(滑石)など)などの取り扱い作業

これらのほか、上記作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業や上記作業の周辺などにおいて、間接的なばく露を受ける作業も該当します。

各作業の詳細については厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/>

◆トップページ <http://www.mhlw.go.jp/> から、次のようにお進みください。

分野別の政策「雇用・労働」>労働基準>重要なお知らせ「アスベスト対策」>「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」と心配されている方へ

### 3 石綿による疾病の認定要件

石綿ばく露労働者（石綿ばく露作業に従事しているか、または従事したことのある労働者※）について、発症した疾病が以下のような場合に、**業務上疾病**として認定されます。

※労災保険の特別加入者を含みます。

◆以下に示す認定要件を満たさない場合でも、認定事例(P. 6～7)のように、総合的な判断で業務上と認定されることがありますので、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

疾病名	認定要件
<b>(1) 石綿肺</b> (石綿肺合併症を含む)	<p>石綿ばく露労働者に発症した疾病であって、じん肺法に規定するじん肺管理区分(管理1～4)に基づき、<u>以下の①、②のいずれかに該当する場合</u>、業務上の疾病と認められます。</p> <p>なお、原則として、都道府県労働局長によってじん肺管理区分の決定がなされた後に、業務上の疾病か否かが判断されます。</p>
	<p><b>①管理4の石綿肺(石綿肺によるじん肺症)</b></p>
	<p><b>②管理2、管理3、管理4の石綿肺に合併した疾病※</b></p> <p>※合併した疾病とは、次の疾病をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆肺結核</li> <li>◆結核性胸膜炎</li> <li>◆続発性気管支炎</li> <li>◆続発性気管支炎拡張症</li> <li>◆続発性気胸</li> </ul>
<b>(2) 中皮腫</b>	<p>石綿ばく露労働者に発症した胸膜、腹膜、心膜または精巣鞘膜の中皮腫であって、じん肺法に定める胸部エックス線写真の像の区分(第1～4型)または石綿ばく露作業従事期間が、<u>以下の①、②のいずれかに該当する場合</u>、業務上の疾病と認められます。</p> <p>ただし、最初の石綿ばく露作業(労働者として従事したものに限りません)を開始したときから10年未満で発症したものは除きます。</p>
	<p><b>①胸部エックス線写真で、第1型以上の石綿肺所見がある</b></p>
	<p><b>②石綿ばく露作業従事期間1年以上</b></p>
<p>※中皮腫は診断が困難な疾病であるため、認定に当たっては、病理組織検査結果に基づき、中皮腫であるとの確定診断がなされていることが重要ですが、病理組織検査が実施できない場合には、臨床検査結果、画像所見、臨床経過、他疾患との鑑別などを総合して判断されます。</p>	

疾病名	認定要件
<b>(3) 肺がん</b>	<p>石綿ばく露労働者に発症した「原発性肺がん」(原発性とは、他の部位から肺に転移したものではないという意味)であって、以下の①から⑥のいずれかに該当する場合に業務上の疾病と認められます。</p> <p>ただし、最初の石綿ばく露作業(労働者として従事したものに限りません)を開始したときから10年未満で発症したものは除きます。</p>
	<p><b>①石綿肺所見※がある</b>          ※じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見をいいます。</p>
	<p><b>②胸膜プラーク所見がある＋石綿ばく露作業従事期間10年以上※</b>          ※石綿製品の製造工程における作業(3ページの2③)については、平成8年以降の従事期間を実際の従事期間の1/2として算定します。</p>
	<p><b>③広範囲の胸膜プラーク所見がある※          ＋石綿ばく露作業従事期間1年以上</b>          ※広範囲の胸膜プラークとは・・・          ◆胸部正面エックス線写真により胸膜プラークと判断できる明らかな陰影が認められ、かつ、胸部CT画像によりその陰影が胸膜プラークとして確認される場合          ◆胸部CT画像で、胸膜プラークの広がり胸壁内側の1/4以上ある場合</p>
	<p><b>④石綿小体または石綿繊維※の所見          ＋石綿ばく露作業従事期間1年以上</b>          ※石綿小体または石綿繊維の所見については、以下のいずれかであることが必要です。          ◆石綿小体が乾燥肺重量1g当たり5,000本以上ある          ◆石綿小体が気管支肺胞洗浄液1ml中に5本以上ある          ◆5μmを超える大きさの石綿繊維が乾燥肺重量1g当たり200万本以上ある          ◆1μmを超える大きさの石綿繊維が乾燥肺重量1g当たり500万本以上ある          ◆肺組織切片中に石綿小体または石綿繊維がある</p>
	<p><b>⑤びまん性胸膜肥厚に併発</b>          次のページに示すびまん性胸膜肥厚の認定要件を満たすものに限りします。</p>
<p><b>⑥特定の3作業※1に従事          ＋石綿ばく露作業従事期間※2 5年以上</b>          ※1「特定の3作業」とは・・・          ◆石綿紡織製品製造作業 ◆石綿セメント製品製造作業 ◆石綿吹付作業          ※2「従事期間」とは・・・          上記3作業のいずれかに従事した期間、またはそれらを合算した期間をいいます。ただし、平成8年以降の従事期間は、実際の従事期間の1/2として算定します。</p>	

疾病名	認定要件
<p>(4) <b>良性石綿胸水</b></p>	<p>胸水は、石綿以外にもさまざまな原因(結核性胸膜炎、リウマチ性胸膜炎など)で発症するため、良性石綿胸水の診断は、石綿以外の胸水の原因を全て除外することにより行われます。</p> <p>そのため、診断が非常に困難であることから、労働基準監督署長が厚生労働本省と協議した上で、業務上の疾病として認定するか否かの判断をします。</p>
<p>(5) <b>びまん性胸膜肥厚</b></p>	<p>石綿ばく露労働者に発症したびまん性胸膜肥厚であって、肥厚の広がり下記の一定の基準に該当し、著しい呼吸機能障害を伴うもので、石綿ばく露作業従事期間が3年以上ある場合(以下の①～③全てを満たす場合)に、業務上の疾病として認められます。</p> <p>①石綿ばく露作業3年以上</p> <p>②著しい呼吸機能障害がある ◆パーセント肺活量(%VC)が60%未満である場合 など</p> <p>③一定以上肥厚の広がりがある 胸部CT画像上に ◆片側のみ肥厚がある場合 → 側胸壁の1/2以上 ◆両側に肥厚がある場合 → 側胸壁の1/4以上</p>

## 4 石綿による疾病の認定事例

### 事例1 石綿ばく露作業歴1年未満で、中皮腫を発症した

<b>概要</b>	<p>被災労働者は、昭和41年10月から昭和42年4月までの約7か月間、造船所において、主に船内の壁に石綿含有の断熱材を取り付ける作業に従事していた。その後、石綿ばく露作業に従事していなかったが、平成23年に中皮腫と診断された。</p>
<b>労災認定の判断</b>	<p>① 本件疾病は、病理組織検査の結果、「悪性胸膜中皮腫」と診断されたこと</p> <p>② 石綿ばく露作業従事期間は1年未満であるものの、昭和40年代の造船所においては、船内に石綿含有の断熱材を取り付ける作業は、高濃度の石綿粉じん環境下での作業であり、高濃度の石綿ばく露を受けていたと認められること</p>
<p>以上から、本件の中皮腫は業務上の疾病と認定された。</p>	

**事例2****石綿小体の数が、肺がんの認定基準値を満たさなかった**

<b>概要</b>	<p>被災労働者は、昭和37年から昭和50年にかけて約13年間、石綿含有ブレーキライニングなどの製造作業に従事し、その後、肺がんを発症した。 胸膜プラークと石綿肺所見は認められなかったものの、3,500本/g(乾燥肺重量)の石綿小体が検出された。</p>
<b>労災認定の判断</b>	<p>石綿小体の数は、認定基準の5,000本/g(乾燥肺重量)を下回るものの、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ブレーキライニングの製造作業に常時従事し、石綿を含有する材料の切断作業などにより、高濃度の石綿ばく露を受けていたと認められること</li> <li>② 石綿小体数を計測した肺組織は石綿小体および石綿繊維が一般に少ないと言われる腫瘍側近部で採取したものであり、その肺組織において、3,500本/g(乾燥肺重量)検出されていること</li> </ol>
<p>以上から、高濃度の石綿ばく露があったと認められ、本件の肺がんは業務上の疾病と認定された。</p>	

**事例3****肺がんで死亡した労働者の医学的資料が既に廃棄されていた**

<b>概要</b>	<p>被災労働者は、昭和27年6月から昭和45年10月にかけて約18年間、パッキンなどの石綿含有製品の製造作業に従事した。その後、肺がんを発症し、平成5年に死亡した。 病院におけるエックス線写真、CT画像、カルテなどは保存年限が過ぎて廃棄処分されていることから、医学的資料が全くなく、胸膜プラークや石綿肺所見の確認ができなかった。</p>
<b>労災認定の判断</b>	<p>医学的資料は全く残っていないものの、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被災労働者は石綿製品を扱った事業場において約18年間石綿含有製品製造作業に従事し、高濃度のばく露を受けていたことが推定されること</li> <li>② この事業場において、同一時期に同一作業に従事した労働者が石綿による肺がんで労災認定されている事実があること</li> </ol>
<p>以上から、石綿ばく露作業の内容や従事期間などを総合的に判断して、当該労働者についても高濃度の石綿ばく露が推認されることから、本件の肺がんは業務上の疾病であり、特別遺族給付金の対象と認定された。</p>	